**相続人代表者指定届出書**

　　年　　月　　日

**勝　山　市　長　様**

貴市に固定資産を所有する被相続人が死亡しましたので、相続人の間で協議した結果、下記の者を固定資産税の賦課徴収及び還付に関する書類を受領する代表者として指定しましたので、地方税法第9条の2第1項の規定により届出します。また相続登記が完了するまでの間、この代表者を地方税法第343条第2項及び市税条例第74条の3にいう現に所有している者（納税義務者の代表）とすることをあわせて申出します。

なお、今後本件に関する紛争があった時は、当方にて解決し、貴市に対して一切ご迷惑をおかけしません。

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 被相続人 | 固定資産所有者の氏名 | | | 住　　所 | | | 死亡年月日 |
| フリガナ | | |  | | | 年　　月　　日 |
|  | | |
| 個人番号 | | |
| 上記の固定資産所有者以外の被相続人氏名 | | |  | |  |  | |
| 個人番号(有しない者除く) | | |  | |  |  | |
| **代表相続人** | 氏　　名（署名又は記名押印） | | | 住　　所 | | | 被相続人との続柄 |
| フリガナ | | |  | | | 配偶者　・　子  その他（　　　　　） |
|  | | |
| 生年月日 | 年　　月　　日 | | 電話（　　　　　　）　　　　－ | | |
| 個人番号 | | |

※固定資産所有の被相続人が2人以上ある場合は、上段に最近亡くなった方を下段にその他の被相続人を記入ください。

※相続人が2人以上ある場合は、下記に署名をお願いします。

※相続人本人の署名が因難な場合、本人の了解を得ていただければ代筆でも構いません。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 相続人（代表者を除く） | 氏　　名 | 住　　所 | 被相続人との続柄 |
|  |  | 配偶者　・　子  その他（　　　　　） |
|  |  | 配偶者　・　子  その他（　　　　　） |
|  |  | 配偶者　・　子  その他（　　　　　） |
|  |  | 配偶者　・　子  その他（　　　　　） |

※この届出は納税通知書等を受領する方を指定するもので、相続登記や相続税の手続きとは関係ありません。

※**被相続人との相続関係がわかる書類（亡くなった方の出生から死亡までの戸籍の写し）を添付してください。**

※**相続放棄をされた場合は、相続放棄申述受理通知書の写しをご提出ください。**

|  |
| --- |
| 【お問い合わせ先】〒911-8501　勝山市元町1丁目1-1  勝山市　市民課　資産税係（勝山市役所1階）  TEL　0779-88-8101　　FAX　0779-88-1119 |

市民課処理欄

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 課　長 | 課長補佐 | 係　長 | 副担当 | 担　当 | 資産税係 | 納税・収納係 |
|  |  |  | 確認　　/ | 入力　　/ |  |  |

【根拠法令の抜粋】

※地方税法

（相続人からの徴収の手続）

第9条の2 　納税者又は特別徴収義務者（以下本章（第13条を除く。）においては、第11条第1項に規定する第二次納税義務者及び第16条第1項第6号に規定する保証人を含むものとする。）につき相続があつた場合において、その相続人が2人以上あるときは、これらの相続人は、そのうちから被相続人の地方団体の徴収金の賦課徴収（滞納処分を除く。）及び還付に関する書類を受領する代表者を指定することができる。この場合において、その指定をした相続人は、その旨を地方団体の長に届け出なければならない。

固定資産税の納税義務者等）

第343条　固定資産税は、固定資産の所有者（質権又は百年より永い存続期間の定めのある地上権の目的である土地については、その質権者又は地上権者とする。以下固定資産税について同様とする。）に課する。

２　前項の所有者とは、土地又は家屋については、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者（区分所有に係る家屋については、当該家屋に係る建物の区分所有等に関する法律第二条第二項の区分所有者とする。以下固定資産税について同様とする。）として登記又は登録がされている者をいう。この場合において、所有者として登記又は登録がされている個人が賦課期日前に死亡しているとき、若しくは所有者として登記又は登録がされている法人が同日前に消滅しているとき、又は所有者として登記されている第三百四十八条第一項の者が同日前に所有者でなくなつているときは、同日において当該土地又は家屋を現に所有している者をいうものとする。

※勝山市税条例

(現所有者の申告)

第74条の3　現所有者(法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条及び次条において同じ。)は、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1)　土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所、氏名又は名称及び同号に規定する個人との関係)

(2)　土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名

(3)　その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

(固定資産に係る不申告に関する過料)

第75条　固定資産の所有者(法第386条に規定する固定資産の所有者をいう。)が第74条若しくは法第383条の規定により、又は現所有者が前条の規定により申告すべき事項について正当な事由がなくて申告しなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2　前項の過料の額は、情状により市長が定める。

3　第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき期限は、その発付の日から10日以内とする。